

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和4年3月1日

長崎地方法務局 登記官 奥間政勝

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
3100-2020-0174	長崎市戸石町773番第2	堤塘	105